

高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫方針について

1 農場の概要

所在地：紀の川市

飼養状況：採卵鶏 67,000羽

2 これまでの経緯

1 2月9日（水）

12時00分 紀北家畜保健衛生所に通報

12時30分 紀北家畜保健衛生所職員が農場に向け出発

13時15分 紀北家畜保健衛生所職員が農場に到着

15時00分 簡易検査 陽性

県対策本部、現地対策本部（那賀、海草、有田振興局）自動設置
防疫措置の準備開始

1 2月10日（木）

4時00分 紀北家畜保健衛生所での遺伝子検査（PCR検査）の結果、H5亜型の遺伝子を確認→高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定

5時30分 農林水産省との協議のうえ疑似患畜確定（同時発表）

8時00分 和歌山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部 第1回本部会議

9時00分 鶏の殺処分を開始

3 県の対応

(1) 当該農場の飼養家きんの殺処分及び殺処分後の家きん及び汚染物品の焼却処分

(2) 自衛隊への派遣要請

(3) 制限区域の設定

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を開始

移動制限区域	発生農場から半径3km以内の区域	卵や家きん等の移動を禁止
搬出制限区域	発生農場から3～10km以内の区域	卵や家きん等の区域外への搬出を禁止

	肉用鶏	採卵鶏	計
移動制限区域	1戸 440羽	—	1戸 440羽
搬出制限区域	3戸 17,000羽	3戸 5,096羽	6戸 22,096羽
計	4戸 17,440羽	3戸 5,096羽	7戸 22,536羽

(4) 消毒ポイントの設定

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 県農業試験場 | 紀の川市貴志川町高尾160 |
| ② 紀の川市役所桃山支所 | 紀の川市桃山町元376 |
| ③ 紀の川市役所那賀支所 | 紀の川市名手市場144-1 |
| ④ 県海草振興局海草建設部 | 和歌山市森小手穂227 |
| ⑤ 県海南工事事務所 | 海南市南赤坂19 |

運営時間：令和2年12月10日(木)から準備が整い次第、設置

①、④は24時間運営

②、③、⑤は午前9時から午後5時まで運営

消毒対象車両：畜産関連車両、畜産用飼料・薬剤・関連資材の運搬車両
畜産関連建設業者の車両、畜産関係指導・支援車両等



4 今後のスケジュール

① 農場の防疫措置開始：12月10日 9:00開始予定

鶏の殺処分、汚染物品の処理

発生状況確認検査（発生地点の3km圏内）：12月10日に実施予定

検査項目：臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査

対象農場：移動制限区域（発生農場から3km圏内）の農場



② 農場の防疫措置（殺処分、農場内消毒）完了：12月14日 9:00予定



<防疫措置完了後10日経過>



③ 清浄性確認検査（検査項目、対象農場は①と同じ。）：12月24日



陰性 確認：約4日



④ 搬出制限区域（発生農場から3~10 km圏内）解除：12月28日 0:00予定



<防疫措置完了後21日経過>



⑤ 移動制限区域解除：1月4日 0:00予定